

(新) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

20百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

バーゼル条約では、事前に輸出先国の同意を得る等の所要の手続きを経た場合に、有害廃棄物の輸出を開始することができることとなっている。他方、バーゼル条約95年改正(以下「BAN改正」)は、先進国(OECD加盟国、EUの構成国等)から途上国への有害廃棄物の輸出を禁止する規定を追加する内容となっている。BAN改正は平成19年5月現在63カ国が批准しており、発効条件条項の解釈如何ではBAN改正が発効する状況となっている。

近年、資源価格の高騰を背景にした循環資源の輸出入量が急増している。これらの輸出入及びリサイクルは、環境上適切に行われるものであれば、環境的にも経済的にも有用であると考えられるが、一方、途上国において環境上不適正な処理が行われ、結果的に、輸出入が環境汚染の一端を担っているという指摘がある。

我が国としては、「廃棄物が発生した国における循環型社会の形成、それを補完する形での国際資源循環と国境での適切な管理」という原則を踏まえた3Rイニシアティブの推進、東アジア循環型社会ビジョンの検討を進めており、国際的に、環境保全の確保と資源の有効利用の促進を図る観点からの検討が重要である。

本検討では、上記の考え方を踏まえて、BAN改正に対する我が国の対応を検討するため、BAN改正に関する考え方の整理、BAN改正が発効した場合の影響及びこれらを踏まえた上でのBAN改正批准のメリット・デメリットを総合的に検討する。

2. 施策の効果

<アウトプット>

BAN改正に対する主要各国の動向、国内関係者の意向の把握

<アウトカム>

・我が国としてBAN改正にどのように取り組んでいくかについての整理

3. 備考

環境保全調査費 20,127千円

(内訳) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討 20,127千円

バーゼル条約の適切な施行に向けた取組

アジア諸国との協力推進

バーゼル条約が提唱する「アジア・太平洋地域E-Wasteプロジェクト」に対する支援、アジア諸国のバーゼル条約担当者間でのワークショップの開催

バーゼル条約 アジアE-Waste プロジェクト

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・E-Waste発生量調査(タイ・マレーシア等)等の活動を支援

DOWA携帯電話 回収プロジェクト

- ・各国における回収スキームの調査・検討
- ・各国から日本への輸送・資源回収(パイロットプロジェクトの実施)
マレーシア、タイ及びシンガポール



DOWAエコシステム(株)、バーゼル条約事務局、同事務局インドネシア3者の調印式(2006年11月)



(他の貨物に混入して輸出を図った基板) (中古利用目的と称したエアコン室外機)

不法輸出入防止 ワークショップ



- 第1回 2004年12月7日～8日(東京)
- 第2回 2005年11月23日(東京)
- 第3回 2007年3月28～29日(北京)

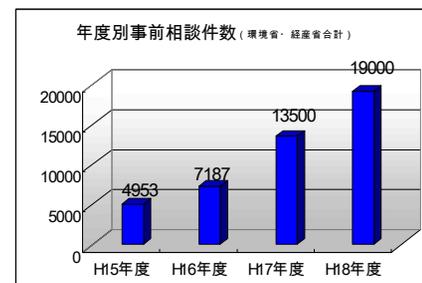
国内監視体制の強化

輸出業者向けに法制度に関する説明会や輸出入に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

バーゼル法等説明会



輸出業者に対する 相談の実施



貨物検査

